

産業廃棄物等特定物及び土砂の不適正処理の防止に関する条例（仮称）骨子案（全文）

第1

1 目的

産業廃棄物等の不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物等特定物の保管及び土砂の埋立て等の規制に関して必要な事項を定めることにより、もって県民の生活環境の保全及び生活の安全を確保することを目的とする。

特定物：産業廃棄物、使用済自動車、使用済タイヤ、使用済特定家庭用機器

2 関係者の責務

ア 事業者の責務

事業者は、産業廃棄物等特定物の保管又は土砂の埋立て等において適正な処理に努めるとともに、県の施策へ協力する。

イ 県民の責務

県民は、不適正処理があったことを知った場合は県に通報するとともに、県の施策に協力する。

ウ 土地所有者等の責務

土地所有者等は、土地の適正管理に努め、不適正処理があったことを知った場合は県に通報するとともに、県の不適正処理の防止の施策に協力する。

エ 県の責務

県は、産業廃棄物等特定物又は土砂の不適正な処理を防止するため、必要な措置を講じるとともに、市町が行う不適正処理の防止の施策に対し、技術的な支援を行う。

第2 特定物の適正な保管

1 保管の届出

一定規模以上の特定物の保管を行おうとする者は、知事への届出を行う。

2 使用済自動車等の保管基準

使用済自動車等（使用済自動車、使用済タイヤ、使用済特定家庭用機器）の保管基準について、廃棄物処理法の保管基準に準じた基準を設定する。

3 運搬管理票

届出者が産業廃棄物を搬入又は搬出しようとするときに、届出者は産業廃棄物の運搬に従事する者に運搬管理票を交付するとともに、運搬に従事する者は運搬中は運搬管理票を常に携帯しなければならない。

4 搬入搬出管理簿

届出者が特定物を搬入搬出しようとするときに、搬入搬出管理簿を作成し、当該搬入及び搬出の状況を記録し5年間これを保存しなければならない。

第3 土砂の適正な埋立て等

1 埋立て等の許可

一定規模以上の土砂の埋立て等（埋立て、盛土、その他の土地へのたい積）を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を得なければならない。

2 埋立て等の許可基準

- (1) 廃棄物の混入の防止措置が図られていること
- (2) 土壌汚染の防止措置が図られていること
- (3) 土砂の崩落、流出その他の災害を防止するための措置が図られていること

3 土壌汚染調査等の命令

知事は、汚染土砂の混入のおそれがあると認めるときは、許可を受けた者に対して、土壌汚染調査又は水質調査を命ずることができる。

4 許可の取消し

知事は、許可を受けた者が各種命令に違反したとき、許可の条件に違反したとき、虚偽の申請をしたとき等は、許可を取り消すことができる。

5 搬入搬出管理簿

届出者が特定物を搬入搬出しようとするときに、搬入搬出管理簿を作成し、当該搬入及び搬出の状況を記録し5年間これを保存しなければならない。

第4 土地所有者等の講ずべき措置

1 侵入防止措置等被害拡大策の実施

土地所有者等は、当該土地に特定物又は土砂の不適正処理が行われた場合には、侵入防止措置の実施等被害拡大防止策を講じなければならない。

2 土地所有者等に対する措置命令

不適正処理された産業廃棄物又は土砂により、周辺的生活環境保全上の著しい支障が生じると認められる場合において、不適正な処理を行った者が生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を行わないときには、知事は、当該不適正処理に関与した土地所有者等に対し、必要な支障の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。

第5 雑則

1 報告徴収・立入検査

知事は、この条例の施行の必要な限度において、保管者又は埋立て等行為者に対して報告を徴収し、職員に立入検査を行わせることができる。

2 改善命令

知事は、使用済自動車等の保管者が保管基準を遵守していないと認めるとき又は土砂の埋立て等行為者が許可基準等を遵守していないと認めるときは、保管者又は埋立て等行為者に対し、改善命令を行うことができる。

3 搬入一時停止命令

知事は、特定物又は土砂の搬入が継続されることにより、周辺地域における県民の生活環境又は生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管者又は埋立て等行為者に対し、この条例の規定による報告徴収・立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への特定物又は土砂の搬入の停止を命ずることができる。

4 措置命令

知事は、許可を得ずに土砂の埋立て等を行った者及び許可基準に適合しない土砂の埋立て等を行った者等に対し、土砂の除去等必要な措置を命ずることができる。

5 公表

廃棄物処理法又は条例に基づく命令、許可の取消し、告発を行ったときは、その内容、氏名等を公表することができる。

6 適用除外

本条例の産業廃棄物に係る規定は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の区域において適用しない。

7 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6 罰則

不適正処理の防止に向け、以下の行為について、必要に応じて刑事罰の適用を行うものとする。

(改善命令違反、搬入一時停止命令違反、措置命令違反等)